

日頃、一宮大木土地区画整理事業の施行につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度をもって「補償」と「工事」は全て完了しました。現在は、換地処分に向けての作業等を進めております。

土地区画整理事業の終了（組合の解散）には清算金徴収の完了（未納者無し）が必須となっています。組合の解散ができず、事務経費を支出し続けなければならない事態は何としても避けたいため、仮清算金の支払いが滞っている方には、この点をよくご理解いただき、納期限までにお支払いをお願いいたします。

## ■仮清算金について

仮清算金分割納付8回目の納付書を12月14日に発送します。納期限が平成31年1月31日となっておりますので、お早目の納付をお願いいたします。

仮清算金の徴収は、平成27年に始まりました。すでにお支払いされた、あるいは現在、分割でお支払いされています仮清算金については、利子を付さないよう総代会で決められています。来年度に発送予定の換地処分通知で清算金額が確定いたしますが、支払った方と支払っていない方との不公平感がないようにするため、本清算時には滞納金に利子を付すことも検討し、滞納されている方には財産の差押えもせざるを得ない状況となってきます。そのような状況にならないよう、計画的な納付をお願いいたします。

## ■交通事故防止について（お願い）

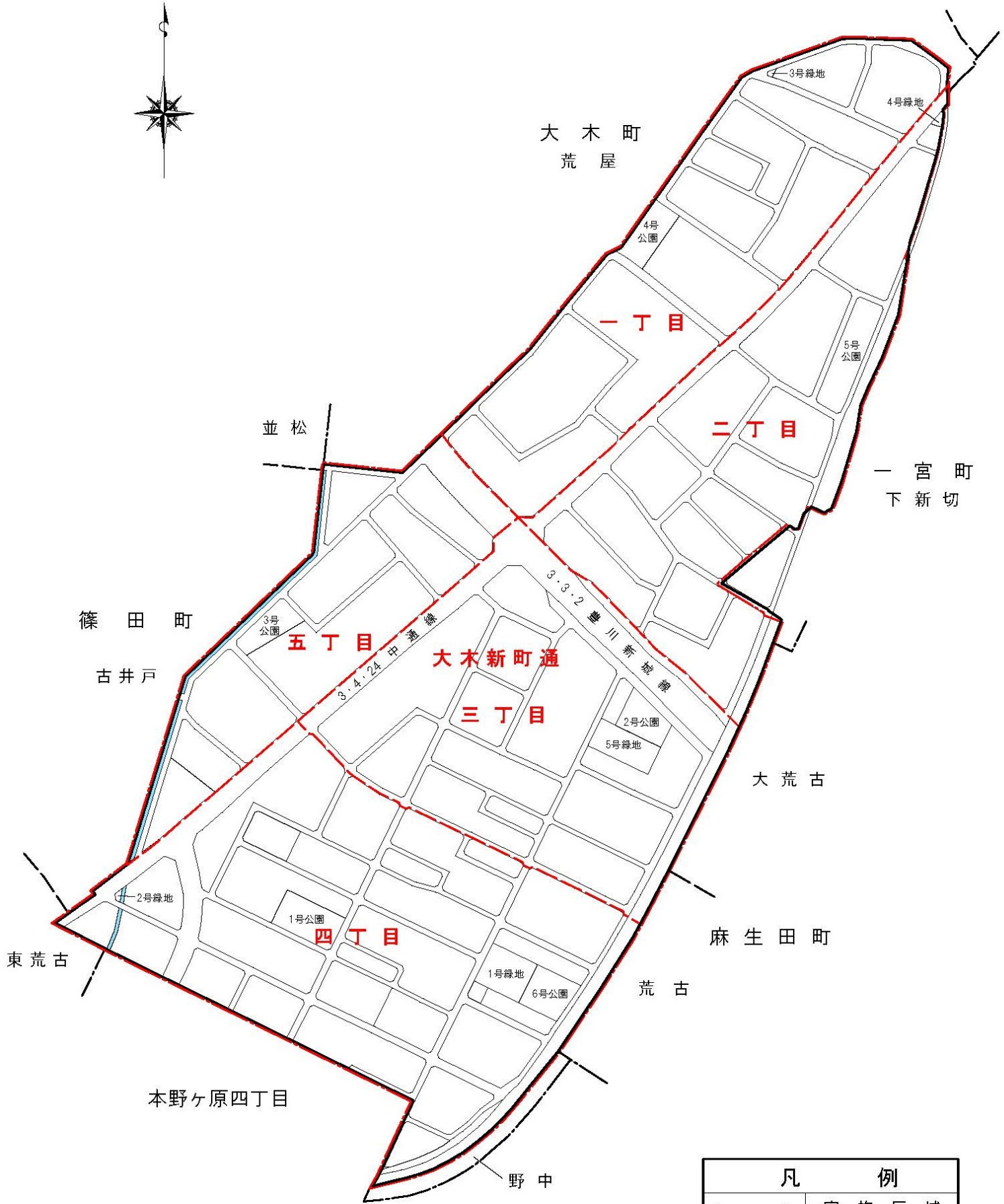
車を道路へ長時間停めている方がいます。駐車している車を避けるため、歩行者が道路中央よりを歩くことがあり危険ですので、ご自宅前であっても道路上への駐車はお止めください。

## ■町名・町界整理について

9月の市議会で、土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の設定及び変更について可決され、大木新町通一丁目～五丁目、一宮町下新切となりました。地番についてはこれから付番していきますが、町名・町界が変わるのは換地処分の公告があった日の翌日になりますのでご承知おきください。

11月の中頃の深夜、大木五部地区内で軽ワゴン車のホイール2本が外し取られる窃盗事件がありました。「公序良俗」古くから社会には規範があり、人々はより良い社会にしようと努力してきました。一人ひとりが防犯意識を高く持ち、また「法」をしっかり遵守して、安心・安全な社会にしましょう。

# 町名町界整理後



凡 例	
	実施区域界
	町界
	字界
	道路
	水路